

氏名	ラ 羅	ケイ 慧	ブン 雯
学位(専攻分野)	博士(経済学)		
学位記番号	経博第255号		
学位授与の日付	平成18年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
研究科・専攻	経済学研究科経済動態分析専攻		
学位論文題目	台湾におけるテレビ放送産業の展開過程		

論文調査委員 (主査) 教授 岡田知弘 教授 堀 和生 助教授 久野秀二

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の課題は、台湾におけるテレビ放送産業の形成と展開過程を、国家、資本、社会運動という3者のダイナミックな相互関係のなかで、歴史的かつ具体的に明らかにするところにある。

台湾は、戦後長期にわたり国民党による一党統治体制の下にあったが、テレビ放送産業においても1990年代半ばまでは3つの合法テレビ局のいずれも国民党のコントロール下にあった。だが、非合法分野では、1980年代からの経済成長に合わせて、アメリカや日本、香港製の映像ソフトの海賊版放送が、低コストのケーブルテレビ網を通して普及していった。1980年代後半になると、台湾での民主化運動の一手段として民進党等がケーブルテレビを位置づけ、その合法化を迫ることになる。1994年のケーブルテレビ合法化後、ケーブルテレビ大資本が上流、下流部門を統合しながら形成され、視聴率、広告料収入、いずれの点でも地上波テレビ局を凌駕するが、他方でテレビ番組の質の悪化、低俗化が進行した。これに対して、2000年以降、テレビ批判、改革を目標とした独自の社会運動が台頭し、テレビ放送をめぐる国家による規制が政策的課題となる。

本論文では、以上のような台湾のテレビ放送産業の動態を規定した要因として、国家、資本、社会運動の3者を抽出したうえで、その3者関係の変容に即して同産業の発展過程を4つの歴史段階に区分する。論文は、この歴史的順序にほぼ沿った形で展開されている。

序章「課題と方法」では、上述の課題設定とともに、台湾テレビ放送産業に関する先行研究をサーベイしたうえで、著者独自の分析視角が提示されている。著者は、台湾のメディア研究の特徴として、アメリカの学界の影響を受けた行政管理的・行動科学的アプローチが主流であり、台湾自体のメディア産業の実証的研究が欠如していることを指摘する。そのうえで、MoscoやKellnerらに代表される政治経済的アプローチ及び社会運動論に着目したアプローチを批判的に摂取し、「国家、資本、社会運動のダイナミックな相互関係」と「台湾社会の『反権威体制』、『イデオロギー対立』の特殊性」という、著者固有の2つの研究視角の妥当性を強調している。

第1章「台湾におけるテレビ放送体制の形成」では、1980年代以前の国民党政権主動期において、国民党政権がどのようにテレビ局を制御していたかを検討している。著者は、台湾社会を、「権威主義体制」、「正統中国を強調する外来政権」、「アメリカへの依存」、「文化政策的『脱日本化』」という4つの性格をもつとしたうえで、この時期の地上波テレビ3局体制が「官が制御し、商が経営する」という「パトロン—クライアント」関係にあったと指摘する。

第Ⅱ章「ケーブルテレビの合法化」では、国民党政権の転換期におけるケーブルテレビの合法化過程を、具体的に検証している。1978年、米国が中華人民共和国を承認し、翌年に台湾との国交を断絶し、国民党政権は米国の支持に基づく正統性を喪失する。他方で内的要因として国内の経済成長にともなう経済政策の基調の変化が生じた。このような政治経済的背景の下で、インフォーマルな中小ケーブルテレビ業者が経営する「第四台」が急速に普及し、やがて民進党の台頭と連動した「民主台」が全国ネットワークを構築し、国民党の地上波3局体制と対抗しながら、アメリカからの圧力もあって合法化される過程が詳細に論じられている。

第Ⅲ章「ケーブルテレビ市場の競合」では、1993年の合法化後において、ケーブルテレビ大資本である和信、東森の形成過程が描かれている。著者は、ケーブルテレビ法によって、最低資本金規定が盛り込まれ、事業部門を超えた企業買収への規制がなされなかった結果、大資本グループによる参入と中小業者の吸収合併が進行したことを強調している。とりわけ台湾ケーブルテレビ業界のチャンネル業とシステム業の両方に参入しえた大資本による水平統合と垂直統合過程を、詳細に明らかにしている。この過程を通して番組内容の質の悪化が進行したが、これに対する対応策のひとつとして民進党などによる公共テレビの設置運動があったことが指摘されている。公共テレビは1998年から放送を開始するが、すでに大手ケーブルテレビに市場が制覇されているなかで、公共テレビの影響力は極めて小さかったとしている。

第Ⅳ章「国家規制から資本参入へ」では、「日本製映像ソフトの浸透」という側面に注目し、1945年から1990年代末にいたる時期における、日本製映像ソフトをめぐる受容と反発の展開過程を検証している。その結果、国民党政権下において国家的な規制を受けていた日本製映像ソフトが、同政権が動揺を来たしはじめた1980年代において、非合法市場を中心に急速に普及し、ケーブルテレビ合法化後は規制緩和政策によって大資本が積極的に日本をはじめとする外国製映像ソフトを輸入している実態が明らかにされる。著者は、これによって、「文化帝国主義論」の一面性を批判し、外国文化を受け入れる国の文化政策も検討する必要があるとする。

第Ⅴ章「民進党のテレビ放送政策とテレビ改革運動の台頭」では、民進党が政権についた2000年以降を対象に、同党のテレビ放送政策を検証したうえで、近年における新たな社会運動であるテレビ改革運動の政治経済的意味を論じている。著者は、1990年代以降顕著になったテレビ放送業界における大資本の支配と、それにもなう番組内容の劣悪化に対して、陳政権が政権基盤を維持するために根本的な対策ができず、同政権を支持してきた社会運動団体の離反を招いているとする。そのうえで、「市民参加・市民監督制度」の導入によるテレビ番組への公的規制を主張する「市民参加メディア改造連盟」の動向を批判的に考察している。

最後の「終章」では、台湾におけるテレビ放送産業の問題点と国家のテレビ放送政策をめぐる全体的な総括と、テレビ改革運動の課題を提起している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、台湾におけるテレビ放送産業の形成と展開を、一貫した視角から、豊かな実証資料をもとに説得力あふれる実証によって再構成した力作である。

台湾のメディアに関する研究は、これまで行動科学的手法に基づくアプローチが主流であった。しかも、アメリカのメディア研究の強い影響下におかれ、ほとんどがメディアの制作、番組、視聴者サービス等をめぐる実証研究に終始しており、メディア産業の実態はもとより、メディアと政治体制についての研究は数えるほどしか存在していなかった。1980年代以降に登場してくる政治経済的研究についても、特定の時代の個別的問題に関する研究に留まっており、メディア産業の動向を規定づける主体のひとつである「テレビ改革運動」等の社会運動の存在は議論の枠外におかれてきた。

本論文は、アメリカのテレビ放送産業の歴史的分析を通じて、民主主義と資本主義が同産業の形成に影響を与えたとする、コミュニケーション政治経済学派のケルナーの研究成果に学びながら、台湾の政治・経済・社会の特殊性に即して独自の方法論的枠組みを提示しており、この点が第一に評価される。

すなわち、国民党独裁から民進党政権へと転換した「国家」、地上波テレビ局を凌駕して拡大したケーブルテレビ産業を主体としたメディア「資本」、そして番組内容の質的低下や商業主義を批判し現に影響力を高めつつある「社会運動」という3者のダイナミックな相互関係と、それらの基底に位置するイデオロギー対立に注目しながら、戦後の台湾テレビ放送産業の発展を一貫した方法で把握することに成功している点が秀逸である。とりわけ政治体制や社会運動と密接な関係にあるメディア産業の特殊性と、台湾社会の有する複雑な構造的特質を見事に抽出、連関づけて、新たな方法論的枠組みを開拓した点で、メディア研究だけでなく、現代台湾史研究の分野においても、大きな貢献をなしたといえる。

第二に、実証水準の高さを指摘することができる。著者は台湾のテレビ放送産業をめぐる台湾国内、日本、欧米での研究を網羅した上で、入手が困難な国民党独裁時代の関連資料も含めた実証データを渉猟し、それを縦横に駆使しながら台湾放送産業の形成・発展過程を再構成して、説得的な論証を展開している。とりわけ、日本の衛星放送の傍受からはじまり、民

進党のプロパガンダ手段の一つとなり、さらに合法後は制度的な参入障壁を活用しながら巨大なメディア資本の寡占化が進行したケーブルテレビ産業の発展をめぐる、国家、資本、社会運動のダイナミックな関係を詳細なデータによって論証した点は、本論文の白眉となっている。

第三に、単なる歴史分析にとどまらず、現代台湾のテレビ放送産業が抱える「テレビ問題」（チャンネル間の過当競争にともなう番組の質的低下と商業主義の跋扈）を改革するための「公共放送設立運動」や近年の「テレビ改革運動」の分析を通して、テレビ放送産業の改革をめぐる政策的課題を数多く提示している点が評価される。著者は、自らの公共放送勤務の経験を生かしながら、「テレビ改革運動」の政策内容の限界と方向づけについて、鋭い論点を提示しており、今後の台湾のテレビ放送産業政策に対しても大きく寄与する内容となっている。

もっとも、本論文にはいくつかの課題も残されている。第一に、著者はテレビ放送産業の「公共性」を分析のためのひとつの規範としているが、ややア priori に把握しているきらいがあり、その内実をより具体的なものとして概念化する必要がある。第二に、その際、先進国や他のアジア諸国の事例との比較検討も求められるところである。第三に、近年急速に広がっている「テレビ改革運動」という新たな社会運動と民進党のテレビ政策の転換との関係については、結論を急がず、時間をかけた検証が必要であろう。

とはいえ、以上の諸点は、本論文の学術的価値を何ら損なうものではなく、今後の研究のなかで解決すべき課題であるといえる。

よって本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものとして認める。なお、平成17年11月29日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。